

大阪市立野中小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「☆主体的に学び行動する子ども ☆創造性豊かな子ども ☆自他を尊重し支え合う子ども」の育成のために「大阪市立野中小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① 日々のあらゆる教育活動において、いじめを絶対に許さない学校風土を醸成する。
- ② いじめの未然防止や早期発見のために、きめ細やかに一人一人の児童に対して、観察や声かけ、日記指導等を通して、情報の収集に努める。
- ③ 学校協議会や学校だより、学年や学級通信、ホームページ等をとおして、学校の現状について発信していく。
- ④ いじめ事案に対して、校長を中心に生活指導部と連携し、組織的に取り組んでいく。
- ⑤ いじめや人権に関する教職員研修や生活指導部会、連絡会等を行い、いじめについての認識を高め、常に複数の教職員で情報を共有できるようにする。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 一人一人の児童が授業が分かったという喜びを持つようにするため、基礎・基本の充実を図る。
- ② 言語活動の充実に努め、話し合い活動を積極的に行い、児童のコミュニケーション能力を高める。そのことで、子ども同士の意思疎通を図りやすくし、誤解や発言に対して意識するようにさせる。

- ③ 教師の指導力向上のために教師全員が公開授業を行い、自らのスキルアップに努める。
- (2) 自己肯定感を高めるために
 - ① 学年の枠を越えた縦割り少人数グループを編成し、集会活動等子どもたちが中心に活動する時間を設ける。
 - ② あいさつ強調週間を設け、児童会運営委員や各学級からあいさつ隊を募集し、登校時に玄関で登校する児童にあいさつを行う活動をする。
 - ③ 積極的に出前授業を取り入れ、学校関係者だけでなく警察や民間企業等から講師を招き、児童に色々な立場からの話をしてもらう。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
 - ① 野中小学校道徳指導全体計画をもとに道徳教育の充実を図る。
 - ② いじめ問題を扱った教材(例えば、「わたしのせいじゃない」)を各学年の発達段階に応じて学習する。
 - ③ 通信会社などの外部の講師を招き、メディアリテラシーや情報モラルを身につけるための学習に取り組んでいく。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学級担任が、児童の様子を観察したり、日記指導を行ったりして、きめ細やかに児童の変容について気づくように取り組んでいく。また、児童からの情報も得ることができるように、休み時間を含め積極的に児童とコミュニケーションを図っていく。
- ② 学年会の討議内容に児童の情報交換を入れて、児童の様子について報告を相互に行う。
- ③ 保護者に対しても、学年や学級通信、学校からの手紙などで、スクールカウンセラーや、その他外部機関の紹介に努めいじめ問題に対する啓発を行う。
- ④ スクリーニングシートを活用し情報を共有する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 学年打ち合わせ等少人数の段階で、児童の報告会を定例的に行う。事案に応じて生活指導部や管理職に報告する。報告を受けた管理職は、生活指導部を中心にいじめ対策委員会を招集し情報の収集と今後の取り組みについて話し合う。
- ② その結果を、全教職員に報告すると共に、他の学級においても類似の事案等が起こっていないか話し合う。

- ③ 児童の立場に応じた指導が必要なために、役割を分担して教職員が事情の収集を行い、特に、被害児童への心のケアについては、スクールカウンセラーを含め関係諸機関とも連携して、支援指導にあたる。
- ④ 子どもサポートネットを活用する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 問題発生時には、いじめ対策委員会をただちに招集する。（校長・教頭・教務主任・生活指導部長・各学年主任・当該学級担任・養護教諭）
- ② 通常時は、毎月1回の生活指導部会と定例の職員会議における児童理解の時間を利用して、児童の実態を報告する。
- ④ 年間3回程度人権研修会と児童理解研修会を行い、具体的な事例に基づいた指導支援のあり方を研修する。

【年間計画】

（児童対象いじめアンケート）

学期に1回程度実施する。

（保護者対象学校生活アンケート）

年間2回程度実施する。

（いじめに関する人権研修会）

学期に1回実施する。（5月・10月・2月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学習参観授業のうち1回は、いじめを含む人権教育学習参観を実施する。
- ② 学校協議会において、必ず情報交換の際にいじめ問題に現状を報告する。
- ③ 学校だよりや学年・学級通信等で人権に関する話題も盛り込み、保護者地域に関心をもってもらうように発信する。

(3) 取組内容の検証

- ① 運営に関する計画における中期目標【安全・安心な教育の推進】に対する年度目標「小学校学力経年調査における『いじめは、どんな理由があってもいいことだと思いますか。』に対して、最も肯定的な『思う』と回答する児童の割合を85%以上にする。」の達成を目指す。
- ② 年2回児童と保護者に学校生活についてのアンケートを実施して、学校に安心して楽しく登校できているかどうかの客観的評価を元にして対応を決定していく。

7. 重大事案への対処

- ① 未然防止策を取り組んでいても、重大な事案が発生したときには、前述のいじめ対策委員会を緊急に収集し、事実関係と今後の対策を検討する。同時に教育委員会や関係諸機関に報告し、連携を図っていく。
- ② 被害児童に対しては、最大限の心のケアに努めると共に保護者に対して、事実関係を伝え、今後の学校の方針を伝え協力を要請する。
- ③ 加害児童に対しては、関係諸機関とも連携を図りながら、保護者共々適切な指導

を図っていく。

- ⑤ 外部に対しては、窓口を管理職に一本化し、誠意ある対応を行う。

※ いじめ発見の際の流れ

